

地域部活動を下支えする補償制度について

〈地域×スポーツクラブ産業研究会 第7回〉

2021年2月10日

東京海上日動火災保険株式会社

To Be a Good Company



東京海上日動

1. 日本における補償制度（部活動の生徒の補償）

日本には学校の管理下で「ケガ」などをした時に、保護者に対して給付金を支払う**災害共済給付制度**※があります。一方、社会教育活動においては公共性が高い補償制度として、国内最大規模の団体保険制度である**スポーツ安全保険**が存在します。

学校教育活動中（学校管理下）の補償 授業中や学校体育（部活動）など

民間の保険制度や共済制度

災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センター

※学校管理下の補償（**地域部活動は補償対象外**）

公的医療保険（健康保険等）

社会教育活動中（学校管理下外）の補償 社会体育（スポーツ少年団や地域部活動）など

民間の保険制度や共済制度

スポーツ安全保険制度

公益財団法人スポーツ安全協会

※社会教育活動の補償（**地域部活動は補償対象**）

公的医療保険（健康保険等）

（※）**災害共済給付制度**（〔参照〕独立行政法人日本スポーツ振興センターHP）

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）と学校設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うもの。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度であり、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づいて運営されている。

2. 日本のスポーツ振興を下支えする補償制度の創設

<日本のスポーツ振興を下支えする補償の創設>

- 日本のスポーツ振興とともに、地域におけるスポーツ活動が漸次活発化する中で、比例的に傷害事故が増加し、これに対する対応が社会問題化しました。

国民体育大会での相次ぐ重大事故の発生

- ・昭和28年 第8回 スキー男子大回転 死亡事故
- ・昭和32年 第12回 ラグビー競技、馬術競技 死亡事故
- ・昭和41年 第21回 体操競技 死亡事故
- 陸上棒高跳、サッカー、レスリング、相撲など95名の選手が受傷
- ・昭和44年 第24回 自転車競技 重傷事故

- 昭和44年 日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）が、文部省（現文部科学省）に対し、スポーツ傷害補償制度の早期整備を要望
- 昭和45年 文部省で補償制度整備への具体的な検討が開始
 - ・東京海上（現東京海上日動）に補償制度の試案作成を委嘱
 - ・日本体育協会に関係団体（加盟競技団体、中・高体育連盟、大学協会・連盟等）の意向とりまとめを依頼

協議の結果、「①掛金はできるだけ低額にする」「②補償はできるだけ厚くする」「③加入手続きは簡便にする」の3要件が示され、昭和46年2月に3要件を踏まえた補償制度「**スポーツ安全保険**」が大蔵省の認可を得て発足するとともに、「**財団法人スポーツ安全協会**」が契約者となり国内全損害保険会社（当時計20社）と一括契約することが決定しました。

【出典・参照】スポーツ安全協会25年史

3. スポーツ安全保険の概要

スポーツ安全保険は、誰もが安心してスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に参加できるようにするため、公益財団法人スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた保険制度です。



スポーツ安全協会は、文部省（現文部科学省）や日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）等の尽力によって、昭和45年に設立された営利を目的としない公益財団法人です。

目的

スポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に伴う傷害事故、賠償責任事故の補償を行い、団体員や指導管理者等が安心して活動できるようにするとともに、これら活動グループの育成および運営の円滑化を図る趣旨から昭和46年度に創設された国内最大規模の保険制度です。

本保険の特徴

- スポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）の構成員を被保険者とする **小さな掛金** で **大きな補償** が、得られる保険です。
- 全国の約27万団体、約860万人が加入しております。

補償対象

- 加入手続きを行った **「団体の管理下」** における **団体活動中の事故** が対象となります。
- 加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故が対象となります。

国内損害保険会社の協力

スポーツ安全保険は、次の国内損害保険会社8社の全面的な協力で運営されています。

共同引受保険会社

あ	い	お	い	ニ	ッセ	イ	同	和	損	害
共				栄			火			災
損	保			ジ			ヤ	パ		ン
大				同			火			災
東	京			海			上	日		動
日				新			火			災
三	井			住			友	海		上
A	I			G			損			保

(令和2年4月1日現在)

【出典・参照】令和2年度 スポーツ安全保険の解説、スポーツ安全協会要覧2020 ▶ 2021

4. スポーツ安全保険の補償内容

<補償内容>

■加入の対象となる団体・グループ

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う4名以上のアマチュアの団体・グループ(以下「団体」と表記)がご加入になります。



○ご加入いただける団体の例: スポーツ少年団、野球チーム、ママさんバレーチーム、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、企業・大学のクラブ活動、各種同好会、各種教室・講座、老人クラブ、ボランティアサークル、学童クラブ、放課後子ども教室、町内会、青年団、PTA、一定の資格のある指導者の団体などがご加入いただけます。

×家族だけでの活動、プロスポーツ、営利活動を行う団体は加入できません。(会員制スポーツクラブ等の場合、その会員・参加者は加入できます。)

■3つの補償を完備 加入手続きを行った団体の構成員を被保険者(P.5 各種解説①参照)として以下の補償が付帯されています。

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償
※熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も対象

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償

①被保険者とは

当保険において補償を受けることができる方をいいます。
当保険では加入手続きを行った際にご提出いただいた団体員名簿に記載のある方が被保険者となります。ただし、賠償責任保険に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者とします。

②団体の管理下における団体活動とは

次の2つの条件をいずれも満たす活動をいいます。

- ・日時、場所、内容等、団体が定めた活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従った活動
- ・加入時にご提出いただいた団体員名簿に記載された者が集って行う活動

具体的には集合から解散までの間となります。



※合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となります。

団体での活動中 : 団体の管理下における団体活動中(注1)

往復中 : 団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅(注1)との通常の経路往復中の事故(注2)

(※)詳細については、「スポーツ安全保険のあらまし」をご確認ください。

5. スポーツ安全保険の掛金と補償額（子どもの加入区分）

<小さな掛金>

子どもの主な加入区分・掛金		
補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (1人当たり)
子ども（中学生以下） ※特別支援学校高等部の生徒を含む	A1区分	800円

<参考>

東京海上日動の個社類似商品での保険料

総合生活保険（傷害補償）

※賠償責任保険、突然死葬祭費用保険の付帯無

年間掛金（1人当たり） 28,750円

<大きな補償>

補償額							
加入区分	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
		死亡	後遺障害	入院日額 (1日目から/ 180日限度)	通院日額 (1日目から/ 30日限度)		
A1区分	団体活動中 とその往復中	2,000万円	80万円 ～3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 (ただし、対人賠償は 1人 1億円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円

(※) 危険度の高いスポーツ（山岳登山、アメリカンフットボール、ボブスレー、リュージュなど）については、別の加入区分となります。

(※) 補償内容は令和3年1月時点のもの。詳細については、「スポーツ安全保険のあらし」をご確認ください。

5. スポーツ安全保険の掛金と補償額（大人の加入区分）

<小さな掛金>

大人（スポーツ活動）の主な加入区分・掛金			
補償対象となる団体活動		加入区分	年間掛金 (1人当たり)
大人 (高校生以上)	64歳以下	C区分	1,850円
	65歳以上	B区分	1,200円

<大きな補償>

補償額							
加入区分	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
		死亡	後遺障害	入院日額 (1日目から/ 180日限度)	通院日額 (1日目から/ 30日限度)		
C区分	団体活動中 と その往復中	2,000万円	80万円 ～3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 (ただし、対人賠償は 1人1億円)	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
B区分		600万円	24万円 ～900万円	1,800円	1,000円		

(※) 危険度の高いスポーツ（山岳登山、アメリカンフットボール、ボブスレー、リュージュなど）については、別の加入区分となります。

(※) 補償内容は令和3年1月時点のもの。詳細については、「スポーツ安全保険のあらし」をご確認ください。

6. スポーツ安全保険の加入手続き・事故対応

<加入手続き>

【加入手続き媒体】

- インターネット（スポ安ねっと）
- 紙（加入依頼書）※

（※）各都道府県のスポーツ安全協会指定金融機関を通じ、スポーツ安全協会各支部で加入受付を行っております。

<事故対応>

【事故通知媒体】

- スマホ（QR画像：事故連絡機能）
- インターネット（スポ安ねっと）
- 紙（専用ハガキ）

（※）賠償責任保険については電話での事故通知になります。

全国の約27万団体、約860万人が加入している国内最大規模の団体保険制度であり、**簡便な加入手続き**と、事故時に**速やかに通知ができる体制**が構築されています。

（※）詳細については、「スポーツ安全保険のあらまし」をご確認ください。

【加入に必要な情報】

- 団体名・団体代表者の住所、連絡先 等
- 団体員（被保険者）の情報

「①氏名」、「②年齢」、「③性別」、「④加入区分」のみ



<スマホ事故連絡機能のイメージ>

STEP 1

事故通知はがきのQR画像 (URL) を読み込みます。

STEP 2

質問項目に従い入力し、送信します。

STEP 3

送信完了です (担当拠点へデータが送信されます)。

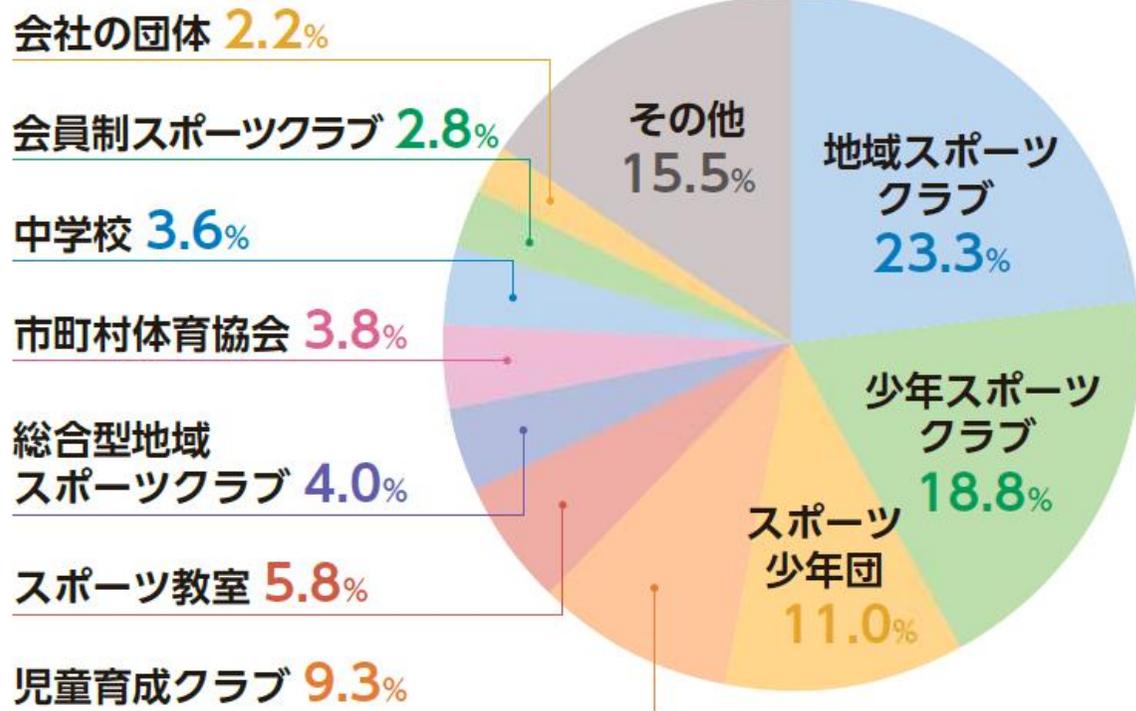
7. スポーツ安全保険の主な加入団体

地域スポーツクラブや少年スポーツクラブをはじめ多くの団体で加入いただいております。また近年では地域部活動や学校体育施設開放事業などでの利用も増えております。

所属団体別加入状況 (平成30年度)

所属団体区分	加入人数	割合
地域スポーツクラブ	2,004,187	23.3%
少年スポーツクラブ	1,616,727	18.8%
スポーツ少年団	945,686	11.0%
児童育成クラブ	798,740	9.3%
スポーツ教室	497,285	5.8%
総合型地域スポーツクラブ	341,439	4.0%
市町村体育協会	324,919	3.8%
中学校	312,594	3.6%
会員制スポーツクラブ	237,918	2.8%
会社の団体	185,344	2.2%
大学	163,927	1.9%
子ども会	155,795	1.8%
官公庁の団体	151,957	1.8%
文化活動	149,534	1.7%
小学校	133,780	1.6%
ボランティア活動	61,714	0.7%
幼稚園・保育所	44,492	0.5%
高等学校	43,534	0.5%
P T A	29,095	0.3%
指導者	28,506	0.3%
社会教育教室	26,679	0.3%
スポーツ推進委員	21,729	0.3%
専修(専門)学校	4,872	0.06%
特別支援学校	2,572	0.03%
短期大学	824	0.01%
高等専門学校	710	0.01%
その他	317,903	3.7%
合 計	8,602,462	100.0%

【出典】平成30年度 スポーツ安全保険の加入者及び各種事故の統計データ



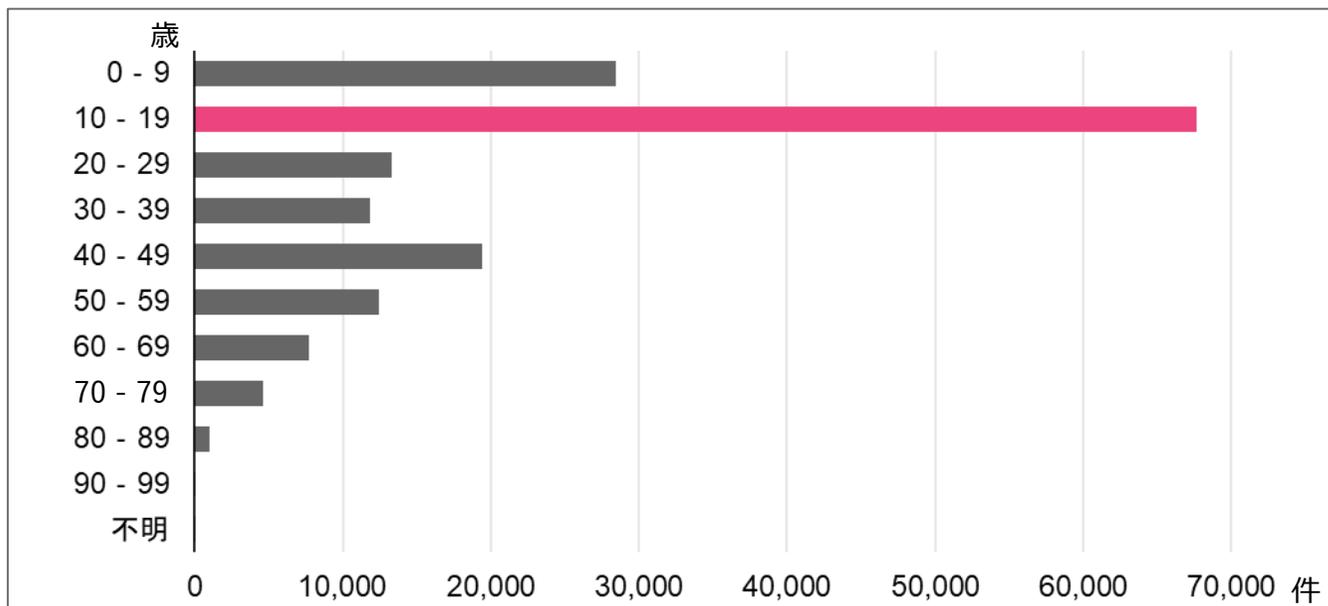
【補足説明：団体区分】

地域スポーツクラブ	① 団体名称、活動内容、被保険者の年齢等から「地域住民により組織されたスポーツ団体」と判断出来るもの ② 加入者の大半の加入区分がC、BまたはDのもの（大人の加入）
少年スポーツクラブ	① 団体名称または活動内容欄にスポーツ種目が記載されている少年（少女）の団体 ② 被保険者の年齢等から「少年スポーツクラブ」と判断出来るもの

8. 事故状況 (スポーツ安全保険の事故件数と年齢別事故発生件数)

<スポーツ安全保険 事故件数と年齢別事故発生件数 (平成30年度) >

傷害保険支払状況		166,455件	
内訳 ※	死亡保険金	15件	
	後遺障害保険金	408件	
	入院・通院 保険金	通院のみの傷害	153,344件
		入院を伴う傷害	13,108件
賠償責任保険支払状況		6,432件	
突然死葬祭費用保険支払状況		51件	



■年間約20万件の傷害保険事故が発生している状況。

■年齢別の事故発生件数では、10-19歳の事故が占める割合が高い。

(※) 傷害保険
平成30年度加入者における、平成30年4月1日から令和元年12月31日までの支払件数。内訳件数は入院、通院等重複して支払われるものもあるため、総件数より多くなります。

(※) 賠償責任保険・突然死葬祭費用保険金
平成30年度の支払件数となります。

年齢	件数	割合
0-9	28,458	17.10%
10-19	67,634	40.63%
20-29	13,284	7.98%
30-39	11,866	7.13%
40-49	19,375	11.64%
50-59	12,453	7.48%
60-69	7,705	4.63%
70-79	4,638	2.79%
80-89	989	0.59%
90-99	36	0.02%
不明	17	0.01%
合計	166,455	100%

【出典】平成30年度 スポーツ安全保険の加入者及び各種事故の統計データ

8. 事故状況（事故事例）

NO	事故概要（傷害）	保険金
1	サッカーの試合中、相手ゴールキーパーと衝突。救急搬送されるも1週間後に死亡。	2,000万円
2	野球の練習中、照明の光が目に入りフライボールを受けそこね、ボールが目を直撃。	1,030万円
3	体操の練習中、跳馬の際に頭部から転落し、後遺障害認定。	3,000万円
4	陸上(長距離)の練習中、ゴール後に熱中症で病院に緊急搬送された。救急処置をしたが死亡に至った。	2,000万円
5	自転車で団体活動場所に向かう途中、軽トラックと衝突し、死亡。	2,000万円

NO	事故概要（賠償責任）	保険金
1	野球練習中、ファールボール（打球）が隣接施設のソーラーパネルを破損。	180万円
2	サッカーの練習中、ボールが他人の車に当たり、車を破損。	17.8万円
3	運動道具を運ぶ出す際に、誤って道具を壁にぶつけ、借りていた体育館会の壁を破損。	15万円
4	借りていた体育館での活動中、日差しを避けるためにカーテンを閉めた際、電動カーテンを知らずに手動で閉めてしまい機械を破損。	112万円
5	自宅から自転車で活動場所に向かう途中に、誤って歩行者に衝突し、大けがを負わせた。	580万円

※スポーツ安全保険での保険金支払い事例

9. まとめ

前述のとおり社会教育活動においては、歴史の中で日本のスポーツ振興を目的として作り上げられた公共性が高い補償制度であるスポーツ安全保険が存在します。

今後、休日の部活動が地域に移行された場合にも学校の管理下同様に、子どもたちが安全で安心な環境の下で活動が行える必要があり、スポーツ安全保険の活用は有効であると考えられます。

<地域部活動で補償を手当する際に抑えるべき5つのポイント>

- 死亡や後遺障害の補償は学校管理下の補償（公的制度）と比べ、大きく劣後していない
- 熱中症の補償がついている（かつ、傷害保険金と同額である）
- 指導者はもちろん、生徒の賠償責任が補償されている
かつ、生徒同士の事故により法律上の賠償責任が発生した場合にも補償される
- 活動中の補償として、全員が抜け漏れなく同じ補償に加入している
- 活動場所と自宅との経路往復途中も補償されている

(ご参考) スポーツ安全協会登録会員一覧表

スポーツ安全協会登録会員一覧表 ※財団法人・社団法人等の法人種別は省略

(1) 日本スポーツ協会加盟および準加盟の競技団体

日本陸上競技連盟	全日本弓道連盟	日本バウンドテニス協会
日本水泳連盟	日本ライフル射撃協会	日本エアロビック連盟
日本サッカー協会	全日本剣道連盟	日本チアリーディング協会
全日本スキー連盟	日本近代五種協会	日本スポーツチャンバラ協会
日本テニス協会	日本バイアスロン連盟	日本ドッジボール協会
日本ボート協会	日本ラグビーフットボール協会	日本ベタンク・プール連盟
日本ホッケー協会	日本山岳・スポーツクライミング協会	ワールドスケートジャパン
日本ボクシング連盟	日本カヌー連盟	日本ダンススポーツ連盟
日本バレーボール協会	全日本アーチェリー連盟	日本アメリカンフットボール協会
日本体操協会	全日本空手道連盟	日本フライングディスク協会
日本バスケットボール協会	日本アイスホッケー連盟	
日本スケート連盟	全日本銃剣道連盟	
日本レスリング協会	日本クレイ射撃協会	
日本セーリング連盟	全日本なぎなた連盟	
日本ウエイトリフティング協会	全日本ボウリング協会	
日本ハンドボール協会	日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟	
日本自転車競技連盟	日本野球連盟	
日本ソフトテニス連盟	日本綱引連盟	
日本卓球協会	少林寺拳法連盟	
全日本軟式野球連盟	日本ゲートボール連合	
日本相撲連盟	日本武術太極拳連盟	
日本馬術連盟	日本ゴルフ協会	
日本フェンシング協会	日本カーリング協会	
全日本柔道連盟	日本パワーリフティング協会	
日本ソフトボール協会	日本オリエンテーリング協会	
日本バドミントン協会	日本グラウンド・ゴルフ協会	
	日本トライアスロン連合	

(2) 都道府県体育・スポーツ協会

(3) 上記以外の体育・スポーツ団体

- 日本障がい者スポーツ協会
- 日本レクリエーション協会
- 日本サイクリング協会
- 日本スイミングクラブ協会
- 合気会
- 全日本大学野球連盟
- 日本高等学校野球連盟
- 全国スポーツ推進委員連合
- 日本武術連盟
- 日本一輪車協会
- 日本スポーツクラブ協会
- 全国高等学校体育連盟
- 日本自動車連盟
- 日本躰道協会

(4) 社会教育関係団体

- 日本スポーツ協会日本スポーツ少年団
- ボーイスカウト日本連盟
- ガールスカウト日本連盟
- 日本赤十字社「日本青少年赤十字」
- 全国子ども会連合会
- 日本ユースホステル協会
- 日本青年団協議会
- 日本PTA全国協議会
- 全国高等学校PTA連合会
- 日本海洋少年団連盟
- 全日本鼓笛バンド・フォームバンド連盟

【出典】令和2年度 スポーツ安全保険の解説

ご高覧ありがとうございました。
本件に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

スポーツ安全保険 幹事保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
公務第二部 文教公務室

(所在地)東京都千代田区三番町6-4
(TEL)03-3515-4133

To Be a Good Company



東京海上日動